

健都イノベーションパーク進出に係る連携協定（案）

吹田市（以下「甲」という。）と健都イノベーションパーク利用事業の優先交渉権者である【応募法人】（以下「乙」という。）は、乙が健都イノベーションパークに進出することを踏まえ、相互に連携するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）を中心とした健康・医療のまちづくりの推進に向け、甲及び乙が相互に協力又は連携し、乙による円滑な施設整備又は事業実施を通じて、健都及び甲の発展並びに地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は相互に情報及び意見の交換に努め、次の各号に掲げるものについて連携し、協力する。なお、各号の詳細については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

- （1）健都における健康医療複合産業拠点の形成に資する事業に関すること。
- （2）産業振興に関すること。
- （3）健康づくりの推進に関すること。
- （4）学校教育及び地域教育に関すること。
- （5）その他前条の目的の達成に必要なこと。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から3年間とする。なお、期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、自動更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年●●月●●日

甲 吹田市
住 所 吹田市泉町1丁目3番40号
代表者 吹田市長 後藤 圭二

乙 法人名
住 所
代表者